

## 甲府家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成20年7月3日(木)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

大竹委員, 岡村委員, 岸委員, 佐藤委員, 寺井委員, 内藤委員, 奈須委員,  
水上委員, 宮沢委員

(甲府家庭裁判所)

増山事務局次長, 林総務課長(進行役), 佐藤首席家裁調査官, 板橋次席家裁  
調査官, 石田首席書記官, 細谷訟廷管理官, 高本主任書記官, 佐野総務課課長  
補佐(書記), 井上庶務係長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマ設定の趣旨及び進行についての説明

(3) 裁判所からの情報提供と意見交換

第1セッション

被害者配慮制度について

ア 概況説明

イ 質疑応答

第2セッション

被害者調査の取組について

ア 概況説明

イ 質疑応答

第3セッション

少年審判傍聴と情報開示について

ア 概況説明

イ 質疑応答

(4) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

(1) 「新庁舎において、施設利用上配慮すべきこと」

(2) 「外部から見た裁判所等」

をテーマとして取り上げ、意見交換等を行う予定とした。

6 委員の任期について

委員の任期は3選までとすることを確認した。

7 次回委員会期日

次回（第12回）期日を平成21年2月12日（木）午後2時からとした。

(別紙)

## 1 第1セッションでの意見交換

以前、コンビニエンスストアで、少年が数人に取り囲まれて暴行を受け死亡するという事件があったが、そのときの加害者が17, 8歳の少年で、学校の勉強ついていけず、中学校から不登校となり、なかなか社会に出て行けなかった。その少年の親も世間から冷たい目で見られており、こちらから温かい声をかけると心を開いてくれたようである。子どもは親に対してSOSを出しており、それを見逃してはならない。派手な格好をしていたり、目立った行動をとるのもSOSを出していることなので、保護者と教師が見つけてやるのが大切である。早い段階で更生させ、健全な方向へ向かわせる必要があるが、現実には難しいことである。今の高校生は、皆と同じでありたいという意識が強く、例えば服装の面では、周りがスカートを短くした場合、自分だけ長くしているといじめに遭うので、本当は真面目なのだが、皆と同じにしなければいけないという意識がある。

加害者だけでなく、被害者に目を向けることがとても大切であると言われるようになっているが、どんな場合にそれを実感されるか。

一昨年、いじめによる自殺が相次いで起こった時期があったが、その時にマスコミの編集の仕方によって事実が180度変わって報道されるということが分かった。学校で「いじめをなくすためのシンポジウム」を開催した際、友達がいじめにあって自殺したという生徒の発言に対し、マスコミが殺到して「誰だ」と追及し、そのニュースの内容はあたかも「いじめのシンポジウム」になってしまっていた。

被害者側にとって、家族を失った後の悲嘆のケアをすることがとても大事なことである。犯罪によって大事な家族を失うことと、病気で失うこととは違いかもしれないが、どちらも家族を失うと悲嘆の過程をたどる。家族は、まず初めに自分の家族を失ったことを否定する。次の段階では、これが怒りに変わり、

加害者を殺してやりたいという気持ちに変わるおそれがある。家庭裁判所の主な仕事は、加害者に罰を与えることかもしれないが、被害者の家族の悲嘆を和らげる意味で家族を支えることも大切である。また、重大事件を起こした加害者に対する責任追及のみに集中すると、更生すべき者も更生できない。弱い者はいつまで経っても弱い立場のままである。多数の死傷者が出た脱線事故後、被害者やその家族ばかりでなく、加害者側であるJRで働いている人々も非常に傷ついており、お互いの悲嘆を認めることが難しい。被害者にも加害者にも家族がいて、両方の家族が傷ついて悲しいのであり、それらをケアしていかなければ殺伐とした社会になってしまう。

家庭裁判所は少年の更生を目的としながら、被害者にも配慮していかなければならない。被害者へ情報を開示する必要はあると思うが、それが度を過ぎると、被害者がより感情を高ぶらせることになりかねない。そのため、少年を更生させる処遇が被害者にとっては納得のいかないものになることが多くなるのではないか。家庭裁判所は、少年を更生させるために筋の通ったものであればよいのであり、被害者への配慮も必要かもしれないが、必要以上にはどうかと感ずる。例えば、私が被害者の親だった場合、少年審判を傍聴して正常な状態ではいられないと思う。

親としては、何でもよいので何が起きたのかを事実として知りたい。これは加害者を責めることよりもすごく大切なことである。被害者の家族としては、一つでも多くの情報を得たいという気持ちがある。初めて子どもを持った若い親は、精神的に非常に不安定となるため、一つの情報にとても左右される。マスコミは視聴率を上げるために被害者が悪いとか、加害者が悪いとか、一方の側の情報のみを強調する。当事者とすれば自分が正式な形で聞いていないことを憶測で書かれることはとても耐えられない。まずは正しい情報を知りたいのである。そこで、情報開示となると第三者へ漏れることがあるのではないかと心配がある。例えば、被害者がマスコミを利用して加害者を徹底的に痛め

つけるということも考えられるが、守秘義務はどこまで守られるのか。

被害者が被害者配慮制度を利用して知った情報を、正当な理由がないのに他人に漏らしたり、関係者のプライバシーを害することは、法律で固く禁じられている。

10年くらい前に「少年友の会」のケース研究で少年事件について採り上げようとした際、守秘義務の関係から採り上げないでくれと言われたことがある。それから10年経って、少年事件に関しては情報が開かれてきていると感じている。「少年友の会」では、比較的軽度の事件についてサポートしてきており、気持の上では重大事件と比べると楽である。被害者も加害者も開かれた意識を持つようになればよいと思う。

人間というのは、あまりにも不条理なことに遇うと、なぜ犯罪を起こしたのか、なぜ被害者なのかと第三者的な目で見ようになり、何か理由が欲しくなる。それで、加害者が異常だった、被害者にも落ち度があったという理由でバランスをとりたくてマスコミに振り回される。被害者側にすれば「私の子は悪くない。落ち度はない。」と言いたいのに、公的にそれを言う機会がないため、家庭裁判所調査官や保護観察官などの専門家が関与した中で意見を述べる場があることはよいことである。一方で、その情報によって加害者を追いつめてはいけないのであり、バランスが必要となる。

確かに被害者が意見を述べる場が今まではなかった。最近では、法テラスや弁護士会としても、被害者又はその遺族から事件の相談を受けており、そのケアのために取り組むことが大切であると認識しており、そのための制度の充実は大変望ましいことである。しかし、一方で、被害者の方に比重が移ることによって、加害少年の更生がないがしろにされるという危惧がある。そのバランスの取り方と実際の運用は非常に難しく、綱渡り状態である。弁護士は両方の立場に立つ可能性があり、注意する必要がある。

いろいろな事件が起きると、親は、自分の子どもは事件を起こすような子ど

もには育てたくないと思う。最近、通り魔事件の加害者の母親がテレビカメラの前で泣き崩れる場面があったが、あのようにはなりたくないと思う。その事件では加害者のインターネットへの書き込みについて報じられたが、少年事件についても犯罪に至るまでの経緯、なぜこのようになったのか、これはしてはいけない、こうしたからこうなったという参考になるものが欲しい。私たちは新聞やテレビでしか情報を得ることができない。昔は地域のコミュニケーションによって情報を知り得たが、現在は孤立しており、地域からは情報を得られなくなった。第三者に情報が漏れないようにしなければならないが、子育てに不慣れな人の参考例として、情報提供できるものにしてほしい。そして、同じ過ちを避けなければならない。

今の指摘は大事なことである。平成13年頃、「重大少年事件の実証的研究」という、個別的な事件は特定されないように配慮した研究結果報告が司法協会から出版された。実際に起きた事件から有益な情報を得たいという要望に応えられるように家庭裁判所から情報発信したものである。

高校受験では、親は有名大学に進学した実績の良い高校を選ぶ。そして、優秀な子どもは、頭角を現すが、逆に居場所がなくなって落ち込む子どももいる。子どもが家庭でも学校でも心にゆとりを持てる居場所を得られるように育てていく必要がある。成績ばかり良くなるよう求めると居場所がなくなってしまう。地域でも大人が子どもに声をかけることがなくなってきている。

## 2 第2セッションでの意見交換

被害者との対応について家庭裁判所の方々が困惑していることを感ずる。被害者の心境はかなり不安定であるため、家庭裁判所調査官だけではなく、医療機関などと連携していく必要がある。怒りというものは我慢しない方が良いのであり、被害者がそれをどこへ発散させられるのかが重要となる。それが発散できない状態が続くとうつになってしまうのである。被害者が精神的にどこの段階にあるのかを見極めることは難しく、一つの専門職種の者だけでは対応は

無理である。日本では難しいが宗教的，スピリチュアルな救いが必要で，精神科医だけで対応できるものでもない。キリスト教では被害者と加害者を共に祈って救うものである。先程の通り魔事件の後，クリスチャンの学校では，被害者と加害者及びその両方の家族のために祈ったと聞き，救われた。全ての人々が傷ついており，それを救おうとしている。

子育てなどで悩んでいる親の話の中で，共感できる人と話をするにより，1人で悩みを抱えているより希望を持たたという感想があった。新聞報道などで「被害者の会」というものをよく見るが，やはり共感できる当事者同士のつながりが重要だと思う。山梨では，「被害者の会」と家庭裁判所との関係はどのようになっているのか。

家庭裁判所調査官の自庁研修において，被害者の心情などを理解するために「被害者の会」の方に講師として来ていただいたことがある。

甲府家庭裁判所の被害者調査の内容は分かったが，全国的に照会書の内容は定められているのか。

今回，ご紹介したのは平成18年に作成した様式である。照会事項は事件の種類によって変えているし，例えば，小さな子どもが被害者の場合には直接聞くことができないため，その親から意見を聞くなどの配慮をしている。

数多くの調査を行うことは非常に良いことであり，甲府の財産となるよう，充実した調査書を完成させてほしい。

確かに共感できる人に話を聞いてもらえて良かったという話はよく聞く。傷害や殺人以外に性的犯罪はどうなのか。女性はかなり傷つくことになるが。

そのような事件の被害者の調査は非常にデリケートである。まず初めに，裁判所へ来てもらえるようであれば来ていただきたいという旨の手紙を添えた照会書を送るが，その後，何の連絡もなければそっとしておいてほしいのだろうと考えて特段のアプローチはしない。

被害者への対応については，どのような連携をとってもまだ力不足である。

被害者自身が、自分はどこへ助けを求めればよいのか、その情報すら分からないのが現状であるため、情報提供のパイプ役と、その情報をどのように伝えるかというシステム作りが必要となる。

殺人のような事件の場合、被害者の支援には5年とか10年という長い期間のかかわりが必要となるが、それを裁判所だけで何とかすることは現実には無理であり、関係機関を紹介することになる。

被害者は、家庭裁判所に対して想像以上に救いの手を求めている。裁判所の方々には、被害者などの傷ついた者は、裁判所であれば自分たちの心を救ってくれるのではないかという気持ちでいることを考えながら接していただきたい。

被害者への照会書の中に「謝罪や被害弁償を行うよう促しますが、示談の仲介はできません」とあるが、このような要望はあるのか。また、被害者からエキセントリックな要望はあるか。

家庭裁判所が「加害者への弁償を求めろ」という内容の電話を受けたことがあるが、仲介は立場上無理であるため、簡易裁判所の調停手続等を教えている。

先程の照会書の中には「回答の内容を場合によっては審判廷で少年に伝える」ということは書かれていないが、被害者から「書くのはいいが、相手に伝わるのか」という質問はあるか。

直接的に被害者の言葉を伝えることはしていない。例えば、「被害者の方はこういうお気持ちではないですか」という伝え方をする。他庁で「被害者の言葉を伝える」と記載したところ、「被害者を利用するのか」というような意見も寄せられたとのことであり、入っていない。最近は、伝えるにあたっては、被害者に、少年に伝えてよいのかどうか確認するのが一般的である。

弁護士も被害者の立場に立って仕事をするようになった。このような制度をどうするのか、社会全体の問題である。

### 3 第3セッションでの意見交換

情報をどのように管理するのか、少年事件について、どういう情報を開示し、



どういった情報を開示しないのか、裁判所や捜査機関側が自分達の制度の運用の中で決めるべきものではないのではないか、という意見がある。被害者の傍聴、被害者への配慮、何を開示し、何を開示しないのか、意見を伺いたい。

少し飛躍した話になるが、イギリスかアメリカでは、被害にあった家族が、加害者が牢屋に入って一定期間経過後に対話するという制度があるようだが、今後日本もそういう経過を経るのではないかと。いろいろな試行錯誤が必要である。その中で良い知恵を求めていくのではないかと。裁判員制度が今後始まるが、イギリスでも実際に裁判の中に被害者の家族が入ってきている。日本もこれから手探りでやっていく時期がようやく来た。

州によって違うのかもしれないが、アメリカでは被害者の家族が加害者の死刑執行の現場を見るというのがある。また、自分のたった一人の息子が十代で殺され、その犯人が長期の懲役刑を受け、被害者の父親は長い間トラウマになった。その犯人が仮釈放となるかどうかの場に被害者の家族が傍聴人として参加して意見を述べた結果、仮釈放が却下され、その様子を犯人の父親が涙を流しながら見ていた。それを見た被害者の父親は、苦しいのは自分だけではないのだと思い、犯人の父親に握手を求めた。その後、二人は家庭裁判所のボランティア活動に参加して非行少年が再び犯罪を起こすことのないよう手助けをしたという話を聞いたことがある。人は癒される瞬間がある。

被害者に傍聴をさせるべきという意見が多いが、なぜこのようになったのか。

被害者の中にも傍聴を希望する者と傍聴したくないという者がいて、傍聴したくないという被害者のためには、後日審判の内容を説明するという制度が加えられた。

少年審判に少年の更生を目指すという視点だけでなく、被害者の視点を入れることで、より良い結果を出すことが必要だと思う。

今日の話の中で、被害者の家族も加害者の家族も傷ついていることを感じた。裁判所は今まで加害者のために加害者にどういった裁判をして更生させるかとい

う視点で動いてきたが、被害者のためにも開かれるようになったということは素晴らしい。一般市民は、裁判所が加害者にも被害者にもきっと何かしてくれると思っているはず。今まで被害者に手を付けてこなかったのは立場的に加害者を裁く場だからであり、被害者のための場ではないということ意識していたが、家庭裁判所は被害者のための場でもあると認識してもよいのか。

元々家庭裁判所は、少年に審判をする場であったが、それに止まらず、被害者の意見を聞き、社会と連携して被害者の方々にもお役にも立つことができれば、裁判所としての力を生かせる考える。

一般の刑事事件の裁判は、元々被害者のためではなく、被告人を処罰し、更生させるためのものである。少年事件についても少年の更生を重視し、その処遇の過程に被害者が関わる範囲は狭いのであるが、それでよいのかと考える。選択肢を広げることにより、一般の刑事事件と少年事件との隔たりがなくなってくるのであり、更生させるためには選択肢の広がったことは非常に良い。ただ、狭い審判廷に被害者が入ると、少年は本当の意見が言えなくなる。それに対し裁判官が少年の本音を聞き出すことができるのかが重要となる。

立場的には少年法の改正については反対であり、この制度がどのようなものか心配である。裁判員制度の開始も間近となり、刑事司法制度が動き始めている。いろいろな議論を重ねて、良い方向へ変わっていけばよいと思う。

少年の健全な育成を目指すという少年法の理念は変わらない。そこへ今回、被害者配慮の制度が加わってきたと考えている。

家庭裁判所は、それまでの裁判所になかった斬新なものとして生まれ、高い理想の下、概ね安定した発展をしてきたと思う。今回の少年法改正は、大きな変動であり、社会も大きく変わってきている。家庭裁判所が現在の社会の中で十分な役割を果たしているのか、改善すべき点はないのかなど、裁判所の中にと気づかない点が少なくないと思われるので、今回の意見を十分に検討し、新しい制度の運用へ生かしていきたい。

